

市第73号議案

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例（平成5年6月横浜市条例第36号）の一部を次のよう
に改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号
中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円
」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500
円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円
35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額を改定するため、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 横浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（第1号省略）

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が $\frac{16,100}{15,800}$ 円を超える場合には、 $\frac{16,100}{15,800}$ 円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（

以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約(燃料供給契約に限る。)に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、 $\frac{7,700}{7,560}$ 円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

(ウ省略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 横浜市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合にあっては、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(横浜市議会議員の選挙にあっては当該候補者を通じて8,000枚以内のものであることにつき、横浜市長の選挙にあっては当該候補者を通じて70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに

限る。) を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合

$$\frac{7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭}}{7 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}}$$

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{5}{5}$

$$\frac{\text{円 } 18 \text{ 銭}}{\text{円 } 2 \text{ 銭}} \text{ にその } 50,000 \text{ 枚を超える枚数を乗じて得た金額に } \frac{386,500}{375,500}$$

$$\frac{\text{円}}{\text{円}} \text{ を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た}$$

金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 横浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作

成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 $\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭}}{525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭}}$ に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に $\frac{316,250 \text{ 円}}{310,500 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 $\frac{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭}}{27 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}}$ にその500を超える数を乗じて得た金額に $\frac{586,905 \text{ 円}}{573,030 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額